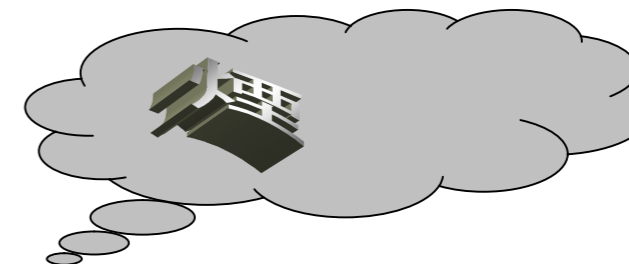


防火ダンパー 自動閉鎖装置 について - 西日本防災システム

火の用心
NBS

火災で**火**より危険性が高いとされる**煙**。特に**地階**においては**密閉空間**であることなどから危険性が高いといえます。



火災発生時にすべきことはまず ●**初期消火** なのですが地下に於ける火災では同時に危険な**煙**を排出することが

大変重要な作業となります。その役割を果たす設備が **排煙設備** です。**排煙口**の形は点検口のようなのですが鉄製で大きさは設置場所の吸引容量により様々です。直近に必ず**手動起動装置**があります。

煙感知器で**自動**で作動しますし、目視で発見した場合**手動**でもこの排煙口を起動することが出来ます。排煙口起動と同時に排煙機が運転し屋外に煙を排出します。

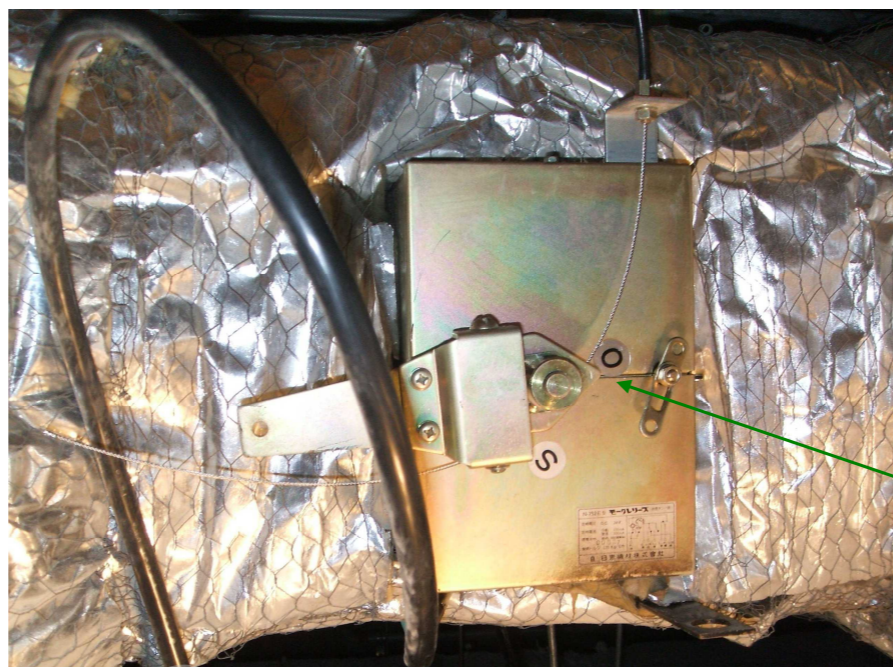


ここで注意すべきは! ← POINT

煙を排出中に火災現場の**炎**も同時に吸い込む可能性があること!
炎をダクト内に吸い込みますと、他の場所への火災の拡大につながる可能性があります。そこでこれを防ぐため **防火ダンパー** を取り付けます。

このダンパーの起動は ● **ダンパーに付けられた温度ヒューズ (表示280℃) の作動** ● **手動起動装置の作動**

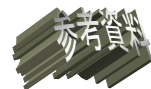
● **受信機からの強制起動** のいずれかで起動します。復旧は起動要因の全てを正常に復旧しなければなりません。温度ヒューズでの起動は交換が必要です。



ダンパー **開** 状態

正常時





防火ダンパー

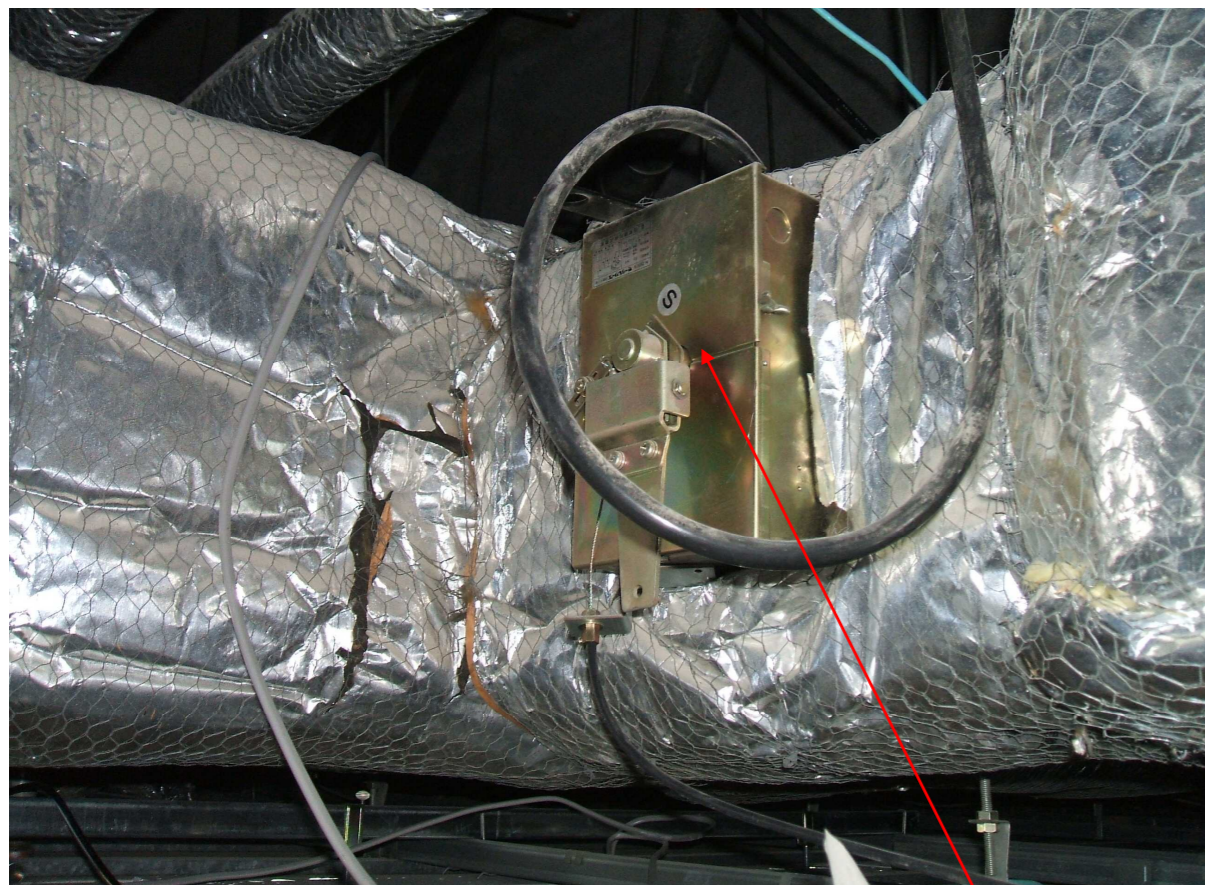
について

- 西日本防災システム



火の用心

NBS



設置場所

このダンパーは通常、建築物の**防火区画**を貫通する部分(直近)に設けます。

起動時

ダンパー **閉** 状態

✖ 部材鉄板は厚さ
1.5mm以上が要求さ
れます

内部構造

開





防火ダンパー

について

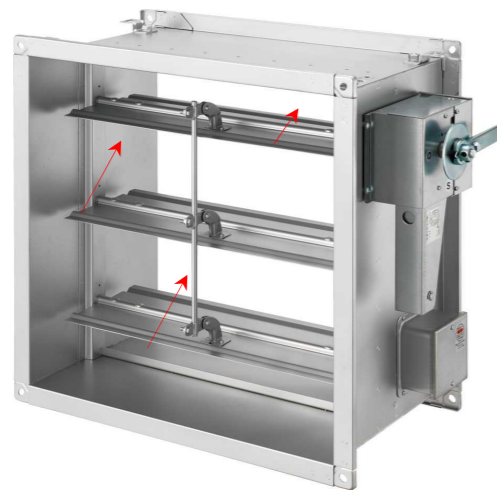
- 西日本防災システム

NBS

119

火の用心

NBS

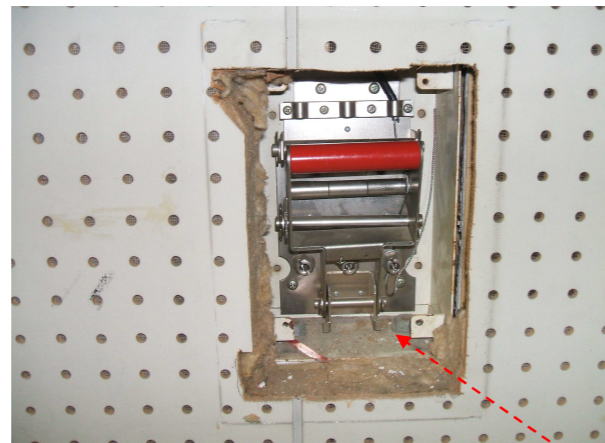


閉

内部



閉



オペレーター
手動起動装置

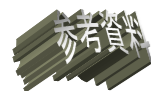
NBS



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<https://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ



防火ダンパー

について

- 西日本防災システム

関連法規

NBS
119

火の
用心

NBS

建築基準法施行令 第112条 第16項

16. 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合(国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。)においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備(法第二条第九号の二ロに規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備)であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

告示第1369号

鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上であること

告示第2565号

火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖すること

同

火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖すること

同

火災により温度が急激に上昇した場合に温度ヒューズと連動して閉鎖すること

関連法規

建築基準法

維持保全の義務について

第1章総則第8条

検査報告の義務について

第1章総則第12条

検査報告の義務について

第1章総則第12条

建築基準法施工規則

建築物の定期報告について

第5条

建築物等の定期報告について

第6条

国土交通省告示

建築設備等の定期点検の項目、方法、結果の判定基準

告示第285号

消防法施行規則

消防用設備等又は特種消防用設備等の点検及び報告

第31条の6

排ハロン用ダクト
の防火ダンパー



西日本防災システム
NISHINIHO BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<https://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ